

# 神奈川県周産期医療協議会ワーキンググループ設置要綱

## (設 置)

第1条 神奈川県内の周産期医療体制の推進計画である「神奈川県保健医療計画（周産期医療）」について、策定及びその定期的な見直しに向けた調査、分析及び評価を検討するため、神奈川県周産期医療協議会の専門部会として、神奈川県周産期医療協議会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 ワーキンググループは、次の事項について協議する。

- (1) 神奈川県保健医療計画(周産期医療)の策定及びその定期的な見直しに向けた調査、分析、及び評価に関する事項
- (2) その他、前号に関連して神奈川県周産期医療協議会から諮問された事項

## (委 員)

第3条 ワーキンググループは、委員4名で構成する。

- 2 委員は、地域の中核となる総合周産期母子医療センター等の医療従事者のうち、特に行政計画の策定に知見を有する者とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任はこれを妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会 長)

第4条 ワーキンググループは、会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

## (会 議)

第5条 ワーキンググループの会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、第2条に定める事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶 務)

第6条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

## (委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な軽微な事項は、会長がワーキンググループに諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。